

「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙宣言」を採択しました

～東日本大震災復旧・復興工事現場で過重労働解消・再発防止を目指します～

本年4月15日、岩手労働局大船渡監督署が東日本大震災復旧・復興工事関係で違法な時間外労働事案の書類送検を行ったところです（[報道発表資料](#)）。

このような中、復興工事現場の過重労働の解消と再発防止を目的として、5月30日、「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙会議」を開催し、発注者と施工業者による「震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す気仙宣言」を採択することとなりました（[報道発表資料](#)）。



気仙宣言の採択の様子



宣言案の読み上げを行う熊谷署長

当日、大船渡監督署長のほか、大船渡市長、陸前高田市長等の発注者や施工業者14名が出席しました。岩手労働局監督課過重労働特別監督管理官から過重労働対策・今後の取組について説明の後、施工業者から取組事例の発表がありました。その後、大船渡監督署長から宣言趣旨の説明、宣言案の読み上げを行い、気仙宣言の採択を行いました。今後、同会議の参集者を中心としたフォローアップ会議を年4回開催する予定です。

気仙宣言（気仙会議・採択後）

- 震災復旧・復興工事に携わる労働者の過重労働を容認しません
- 震災復旧・復興工事に携わる労働者の適正な労働時間管理や過重労働の未然防止に向けた職場環境づくりに協力して取り組みます
- 気仙地域の取組を他地域に発信・展開し あらゆる震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す運動につなげます

厚生労働省では、長時間労働対策を推進するため、平成26年9月30日、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置したところです（[本部概要](#)）。また、平成26年11月に「過労死等防止対策推進法」が施行されました（[回法等概要](#)）。今後、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対し、的確な監督指導を実施するとともに重大かつ悪質な事案に対しては司法処分も含む厳正な対処をすることとします。

お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部監督課（電話）019-604-3006

